

95. 在留カード常時携帯義務違反事件数の推移（平成27年～令和6年）

年	通常受理人員	起訴人員	不起訴人員
平成27年	66	—	68
平成28年	23	—	20
平成29年	13	—	13
平成30年	20	—	20
平成31年／令和元年	20	—	21
令和2年	24	—	24
令和3年	22	—	21
令和4年	25	—	25
令和5年	30	—	26
令和6年	44	—	35

注1 通常受理人員と処理人員の合計が一致しないのは、移送等の中間処分や処分未済による。

注2 平成21年に、外国人登録制度の廃止等を内容とする出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が成立し、同法が平成24年に施行されたため、上表の数値には、外国人登録証常時携帯義務違反人員は含まれていない。